

山梨県子ども読書活動推進実施計画



平成17年3月

山梨県教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが、言葉を学び、豊かな感性や情操を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上できわめて大切なものです。

しかし、今日では、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及などによる子どもの生活環境の変化や、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

このような中で、読書活動の推進は、子どもが自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で重要な役割を果たしています。

山梨県教育委員会では、平成16年2月、県政運営の基本指針である『山梨県長期総合計画「創・甲斐プラン21」』の教育部門計画である「やまなしの教育基本計画」を策定いたしました。

この計画は、時代の要請に応え、山梨県の発展を担う人づくりに向けて、平成16年から25年までの10年間の基本的な教育計画を示したものであります。この施策体系の「明日を担う子どもをはぐくむ家庭・地域・学校の連携の推進」と「個性を生かし、未来を拓く知恵と豊かな心をはぐくむ学校教育の充実」の中に、本県における「子ども読書活動推進計画」の基本となる内容を盛り込み、すべての子どもが、あらゆる機会と場所を通じて、自主的に読書活動を行うことができるよう、その環境を整備することの必要性と、その施策の方向を定めています。

「山梨県子ども読書活動推進実施計画」は、これらの施策を具現化するための方策を明らかにすることにより、読書環境の整備など、子どもの読書活動の全体的な推進につながることをねらいとして策定しました。

目 次

第 1 章	実施計画の策定にあたって	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動の現状	1
3	策定の趣旨	3
4	実施目標	4
第 2 章	子どもの読書活動推進のための方策	6
1	家庭における子どもの読書活動の推進	6
2	公立図書館などにおける子どもの読書活動の推進	8
3	児童館などにおける子どもの読書活動の推進	13
4	幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進	15
5	学校における子どもの読書活動の推進	17
6	民間団体などの活動に対する支援	22
第 3 章	関係機関などの連携・協力	24
1	推進体制の整備	24
2	図書館間の連携・協力	24
3	その他関係機関との連携・協力	26
第 4 章	広報・啓発など	27
1	広報・啓発	27
2	各種情報の収集と提供	27
3	優れた取り組みや図書の普及・啓発	27
資料集		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	29
2	山梨県子ども読書活動推進実施計画施策体系、体系図	32
3	山梨県内公立図書館などのデータ	34
4	山梨県内学校図書館などのデータ	42
5	山梨県内児童館・放課後児童クラブなど一覧	48
6	山梨県内 N P O ・ ボランティア団体・地域文庫など一覧	61

第1章 実施計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもは、読書により様々な影響を受けます。本を読んでいく中で、初めは物語の主人公と自分を重ねていた子どもも、次第に主人公と自分を分けて物語を客観的に読むようになります。このように読書をするにより、子どもは抽象的にものを考える力や感動する力など、人としてよりよく生きるための力を身に付けます。

また、子どもは成長する過程で様々な体験をしていきます。その体験を読書で得た知識・経験と照らし合わせたり、比べたり、重ねたりすることを通じて、自分の経験が社会の中でどのような意味をもつか理解していきます。

このように、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、『生きる力』を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

そこで、読書活動を推進していくには、まず読書に親しむ環境を整えていくことが重要です。

2 子どもの読書活動の現状

今日、子どもたちを取りまく環境は、テレビ、ビデオ、携帯電話やインターネットなど、様々な情報メディアの発達・普及により大きく変化しており、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

2000(平成12)年にOECD(経済協力開発機構)が行った、世界23か国の15歳児を対象とした生徒の学習到達度調査によると、日本では、55.0%の生徒が、「趣味としての読書をしない」と回答し、参加国平均31.7%を大きく上回り、参加32か国の中で最も割合が高くなっています。同機構が2003(平成15)年に行った41か国、地域の約27万6千人の15歳児を対象とした生徒の学習到達度調査では、日本は「読解力」が、14位(2000年は8位)

OECD

(Organization for
Economic Cooperation
and Development :
経済協力開発機構)

1961(昭和36)
年に発足し、経済の安定
成長と貿易拡大を図ると
同時に、発展途上国に対
する援助と支援の調整を
目的としている。

まで低下しています。

また、2004（平成16）年5月に、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が行った、第50回読書調査によると、児童生徒の1か月間の平均読書量は、小学校で7.7冊（昨年8.0冊）、中学校で3.3冊（昨年2.8冊）、高等学校で1.8冊（昨年1.3冊）です。1か月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学校で7%（昨年9%）、中学校で19%（昨年32%）、高等学校で43%（昨年59%）となっています。この調査結果によると、ここ数年「朝の読書」などの広がりから、本を読まない中・高校生は減少していますが、今後も、読書に親しむ環境整備の充実が必要と考えられます。

本県においても同様に読書環境の充実が課題となっており、読書習慣を身につけるため、小学校・中学校・高等学校で様々な取り組みを行っています。

読書習慣を身につけるため、全校一斉に読書の時間を確保するなど、読書活動の推進に努めている小学校は94.2%、中学校は86.5%、高等学校は44.4%であります。また、学校や家庭における読書を奨励するため、小学校で30.1%、中学校で32.3%、高等学校25.0%の学校が必読書・奨励図書を定めています。（文部科学省平成15年度「学校図書館の現状に関する調査」）

市町村合併が進む中、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たす市町村立図書館は、2005年（平成17年）2月現在40市町村中、24市町村で設置され、設置率は市で100%、町村で42.9%と、いずれも全国平均を上回っております。

また、市町村立図書館の蔵書構成に占める児童図書の割合は、29.0%で、全国平均の26.4%と比べると比較的高い割合となっています。

さらに、読書に親しむ機会を子どもに提供する、おはなし会の開催、ブックスタートの導入や総合的な学習の時間への協力など、各地で活発な子どもへのサービスが行われています。

読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施している、全国の小・中・高等学校の児童・生徒の読書状況に関する調査。

朝の読書

始業前の10分間、児童・生徒と教職員が共に本を読む活動。1988（昭和63）年、千葉県の高橋教諭、林公（はやしひろし）氏が提唱。

ブックスタート

乳幼児健診の機会に、図書館職員、保健師、地域のボランティアなどが、連携・協力して、赤ちゃんを持つすべての保護者に、「赤ちゃんとは絵本を開く時間の喜びや大切さ」「地域が子育てを応援していること」などのメッセージを丁寧に伝えながら、絵本を手渡す運動。

3 策定の趣旨

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総括的かつ計画的に推進するとともに、将来国を担う子どもたちが、読書を通して健やかに成長することを目的に、2001（平成13）年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、2002（平成14）年8月、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

各都道府県は、この計画を基本として、「子ども読書活動推進計画」を策定しています。

さらに、2004（平成16）年2月の文化審議会答申において、読書は国語力を形成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表わす力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上での中核となるものであり、すべての活動の基盤となる「教養、価値観、感性等」を生涯を通じて身に付けていくために重要なものである、と規定するとともに、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことの必要性を提起しています。

本県においては、「やまなしの教育基本計画」の中に「子ども読書活動推進計画」の基本となる内容を盛り込みました。その中では、思考力や表現力を育成するため、知的活動を推進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実が重要であることを挙げ、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるように、家庭・地域・学校のそれぞれが、果たす役割を示しています。

これに基づき本県では、すべての子どもたちが、あらゆる機会と場所において、積極的に読書に親しみ、自主的に読書を行う習慣を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、環境を整備することを目指し、県の読書活動を推進するために本実施計画を策定しました。

本計画では、特に子どもは学習が受身のため、自ら調べ、判断し、自分なりの考えを表現する力が不足していることを踏まえて、「やまなしの教育基本計画」でいう子どもの「読む、書く、話す、聞く」

子どもの読書活動の推進に関する法律
子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務などを明らかにした法律。ここでいう子どもとは、おおむね18歳以下の者をいう。

やまなしの教育基本計画
2004（平成16）年2月、山梨県教育委員会が策定した、21世紀を拓く本県教育の進むべき方向と実現するための基本的な施策を明確にした計画。

活動の増進を掲げました。また、主体的な学習活動を支える読書活動や、国語教育の充実を図るとともに、思考力、判断力、表現力を含めた「確かな学力」と伝え合う力の基盤である国語力の向上に努めることを示しています。

計画期間は、平成17年度から概ね5年間とします。

また、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものです。

4 実施目標

家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を行うためには、乳幼児期から本に接することができるような環境づくりに努めることが必要です。その上で、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であり、それぞれが子どもの読書活動の意義を理解し、その担うべき役割を果たすことが求められます。

子どもの読書環境の整備・充実

子どもが読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本と接する環境を与えてあげなくてはなりません。そして、子どもの発達段階に応じて、人間形成に大きな影響を与えるより質の高い本に出会えるよう読書環境を整備することが重要です。

すべての子どもが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境の整備を図っていきます。

子どもの読書活動を推進するための人材の育成

子どもの読書活動の推進を図るためには、図書館職員、教職員、保育士、児童館職員、保健師、ボランティアなど、これに携わる人材の育成が重要です。

各種研修会の機会を提供して、子どもと、より良い本とを結びつけ

てくれる人材の育成を図ります。

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが、自主的・意欲的に読書の習慣を身に付けることができるよう、各種事業をとおして、保護者など子どもを取り巻く大人に理解と関心を深めていきます。

子どもの読書活動推進体制の整備・充実

子どもの読書活動を効果的に推進するために、子どもの読書活動に関わる図書館、学校、民間団体、ボランティアなどが連携・協力して推進体制を整えて取り組むことが重要です。

そのために、本県では「山梨県子ども読書活動推進会議（仮称）」を設置し、推進体制の整備・充実を図ります。

山梨県子ども読書活動推進会議(仮称)

子どもの読書活動を推進するために、子どもの読書に関わる図書館、学校、民間団体、ボランティアなどと連携し、調査・研究、協議を行う会議。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【役割】

乳幼児期の子どもは、保護者から心をこめて本を読んでもらい、その楽しさを読み手の大人と共有することにより、言葉や読解力以外にも、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学び、成長していきます。このように、読書は親子のコミュニケーション手段としても注目されています。

家庭は、子どもが読書と初めて出会う場です。保護者は、本を読み聞かせる、一緒に読む、本について語り合う、本を紹介する、本を選ぶ、一緒に図書館や地域の文庫などに出かけ、本に親しむ機会を設けることで、子どもの読書への興味・関心を引き出す重要な役割を果たします。

また、日常生活の中で普通に本を読む時間を作り、子どもが読書を楽しむことは、読書の継続につながり、読書習慣が形成されます。

家庭において、子どもが本と出会い、本の楽しみを味わい、親しみ、読書習慣を形成し、読書活動を継続していけるよう、保護者からの子どもに対する積極的な働きかけが望まれます。

【現状】

近年、子どもをとりまく環境は、携帯電話やインターネット、テレビ、ビデオ、ゲームなどのメディアの普及、塾、習い事などにより大きく変化し、家庭における読書の時間を確保することが難しくなっています。

また、幼児期からの読書習慣が形成されていない、子どもの活字離れによる読み書き能力の低下や想像力の欠如が指摘されています。

このような現状を踏まえ、全国において、乳幼児健診時に「ブックスタート」を取り入れる市町村が増え、県内では、2004（平成16）年12月現在、19市町村で実施され、絵本を通して親子のコミ

コミュニケーションづくりの大切さへの理解が広まりつつあります。

【課題】

読書が子どもの成長にとって、どんな意義があるのか、読書の意義と重要性をまず保護者自身が深く理解することが必要不可欠です。そのために、妊娠期から思春期まで子どもの発達段階に応じた家庭教育学級 や、乳幼児健診、地域における子育て支援の場など、あらゆる機会を通じ、理解を図る必要があります。

家庭教育学級

両親が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって、計画的・継続的かつ集団的に行う事業のこと。

乳幼児期における読書に親しむ機会を提供し、子どもの自発的な読書への取り組みを促進するとともに、家庭の中で日常的に読書の習慣付けをしていくことが大切です。

子どもは、小学校高学年から中学生・高校生になると、学校生活が多忙になり、培ってきた読書習慣を継続的に維持することがだんだん困難になります。しかし、青少年期のこの時期にこそ、人生を豊かなものにし、考える力を養う本格的な読書をするための習慣を確立しなければなりません。このため、多岐にわたって興味をもち始めるこの時期の子どもの読書活動を家庭においても温かく見守り、励ますことが必要です。

家庭における読書活動を一層推進するため、家庭・地域・学校が連携して、家庭での読書活動の現状調査、読書活動の事例や研究成果を、広く情報として提供することが求められています。

【具体的な取り組み】

県立図書館は、保護者や大人に対して読書の重要性を伝える普及・啓発活動を行います。

県立図書館は、家庭における読み聞かせや、子どもたちの自発的な読書への取り組みを促進・支援するため、子どもの本やブックス

タート、親子読書などの読書活動推進に関する情報を収集し、インターネット、県の広報番組などを通して積極的に情報を提供します。

県立図書館は、市町村立図書館と協同し、地域における子育て支援のための施設職員、子育て支援グループなどの指導者、保健師、図書館職員、ボランティアなどを対象とした子どもの読書活動に関する研修の機会を提供します。

県立図書館は、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リストを作成し、配布します。

県立図書館は、家庭・地域・学校が一体となった読書推進のための研究を進めるとともに、先進的な取り組み事例の紹介、普及を図ります。

2 公立図書館などにおける子どもの読書活動の推進

【役割】

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。

公立図書館は、地域において、子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、本と出会い、読書を楽しむことのできる場所であり、保護者にとっては、子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所です。公立図書館は、読書活動や資料に関する専門的機関として、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

【現状】

県内には公立図書館が、2005（平成17）年2月現在、40市町村の中で、24市町村で設置され、設置率は、市では、100%、町村では、42.9%となっています。

市町村立図書館は、子どもの本を収集し、子どもに読書に親しむ機会を提供するおはなし会などの開催をしています。学校や幼稚園などとの連携・協力も徐々に活発化しており、団体貸出、レファレンスサービスが行われています。さらに、ブックスタートの普及と同時に、乳幼児とその保護者を対象としたサービスも進みつつあります。

県立図書館は、子どもの本・研究書を収集し、子ども室を設置し、閲覧・貸出・レファレンスサービス、新刊推薦図書リストの作成と展示紹介などを行っています。

レファレンスサービス
利用者からの様々な調査の依頼や質問に対して、回答となる情報そのものを提供したり、回答にいたる手段としての情報源を提供すること。

【課題】

市町村立図書館などの整備・充実

市町村立図書館は、地域における子どもの読書活動推進の拠点です。市町村は、以下に述べるような「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」および、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づいた図書館の設置および整備・充実を図ることが求められています。

公立図書館の設置
及び運営上の望ましい基準
2001（平成13）
年に文部科学省が告示した望ましい公立図書館の基準。

図書館の設置など

住民に対して適切なサービスを提供するために、公立図書館の設置の推進とともに、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、分館などの設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備・充実を図ることが大切です。

専門的職員の養成や配置

図書館職員は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。このため、市町村は、図書館職員が、これらの専門的知識・技術を習得できるように研修を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置や養成を図ることが必要です。

図書資料などの整備・充実

地域の子どもの読書活動を推進していくためには、地域住民にとって身近な市町村立図書館などの整備・充実が必要不可欠です。市町村立図書館においては、豊富で多様な図書資料などの計画的な整備を図ることが必要です。

図書館の情報化

地域住民に対する子どもの本や、子どもの本の研究書の所蔵・貸出情報や、おはなし会の開催などの情報の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。「山梨県図書館情報ネットワークシステム」を活用したインターネット上での図書資料の所在情報の提供、ホームページの公開など、市町村立図書館は情報化の推進を率先して図ることが必要です。

おはなし会などの実施

子どもに読書に親しむ機会を提供するため、市町村立図書館は児童図書の貸出の他に、読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング、パネルシアターなどを行うおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の講習会などを実施することが大切です。

乳幼児へのサービス

乳幼児とその保護者へのサービスは、子育て支援の一つであるとともに、子どもの読書習慣の形成に寄与するものです。市町村で実施している子育て支援事業やブックスタートなどと連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業や親子で読書に親しむ機会を提供することが必要です。

青少年（小学校高学年、中学生、高校生）へのサービス

子どもは、小学校高学年から中学生・高校生になると、学校生活が多忙になり、培ってきた読書習慣を継続的に維持することがだんだん困難になります。しかし、この時期の読書は生涯の糧と

山梨県図書館情報ネットワークシステム
1994（平成6）年
11月に稼働した、県立図書館をセンター館とする県内公立図書館・関係機関の総合目録データベース。

ブックトーク

1つのテーマにしたがって、数冊の本を順序立てて紹介すること。その目的は、紹介した本について、読書意欲を起こさせることである。

ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて語り聞かせること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。

パネルシアター

パネル布、またはフランネル地をベニヤ板などに張り付けて舞台を作り、表現したいものを不織布で絵人形にし、パネルに貼ったり、取ったりしながらお話を進めていく手法。

なることから、市町村立図書館は、子どもたちに読書の魅力を十分に伝えるとともに、学習活動への支援などに取り組むことが必要です。

在住外国人の子どもの読書活動の支援

市町村立図書館は、在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内などのサービスの充実を図ることが必要です。

障害のある子どもなどの読書活動の支援

障害のある子どもの読書活動を支援するため、市町村立図書館は、施設面での配慮、さわる絵本 や布の絵本 、拡大写本 などの資料の整備・充実とともに、病院や福祉施設、養護学校などと連携したサービスの充実を図ることが必要です。

関係機関などとの連携

市町村立図書館が中心となって、自治体内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、児童館、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体などの関係団体、市町村保健センター、地域子育て支援センターなどの関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取り組みを図ることが必要です。

ボランティアなどの参加促進

市町村立図書館は、子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技術などを有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう働きかけることが大切です。また、ボランティア希望者への活動の場などに関する情報の提供や、ボランティア養成のための研修の実施など諸条件の整備を図ることが必要です。

県立図書館の整備・充実

県立図書館は、県内全域の子どもの読書活動を推進し、支援する拠点としての機能強化が求められています。このため、一般県民に

さわる絵本

視覚障害児のために、布・ビニールや毛皮などの素材により、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け、触覚によって鑑賞させることを目的として作られた絵本。

布の絵本

布などを使って製作された絵本。アップリケなどの手芸の技法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を創り出す。

拡大写本

既に発行された図書を大きな文字に書き直して作成した本。文字を拡大することによって読むことが可能になる弱視者や高齢者に適している。

対する啓発、子どもの読書の推進を担う人材養成、子どもの本や子どもの読書に関する情報提供、調査研究などに取り組むとともに、公立図書館や、学校図書館、幼稚園、市町村保健センターなど、子どもの読書に関わる様々な機関と連携・協力していく必要があります。

【具体的な取り組み】

人材養成

県立図書館は、子どもの読書を推進する人材を養成するため、図書館職員・司書教諭・幼稚園教諭・保育士・ボランティア・保健師・放課後児童指導員など子どもの読書に関わるすべての人を対象に、子どもの読書活動や子どもの本について知識・理解を深め、子どもと本を結びつける読み聞かせなど様々な実技を学ぶ講座を開催し、研修の機会を提供します。

子どもの本と子どもの読書に関する情報の収集と提供

県立図書館は、子どもの読書環境を整備・充実させ、子どもの本、子どもの読書活動についての研究を支援するため、子どもの本とその研究書、子どもの読書活動に関する情報を収集し、県立図書館のホームページ上などでその情報の提供に努めるとともに、レファレンスサービスを実施します。

学校・学校図書館との連携・協力・支援

県立図書館は、児童・生徒の学習支援・教員の教材作成支援のためのレファレンスサービス、パスファインダーの作成、授業などで必要とする資料の貸出、体験学習や見学の受入を実施します。

子どもの読書に関する調査の実施

県立図書館は、子どもの読書活動の推進に役立てるため、各関係機関と連携し、子どもの本、子どもの読書活動についての調査・研究を行い、その成果を公開し、報告書・リストなどを作成・配布します。

パスファインダー
ある特定のトピックや
主題に関する資料や情報
を収集する手順を簡便に
まとめたもの。

障害のある子どもなどの読書活動の支援

県立図書館は、今後、障害のある子どもなどの読書活動の一層の充実を図るために、施設面での配慮、パソコンなど情報機器・ソフトの整備・提供、録音図書・視聴覚資料・大活字本の整備・充実、代理人貸出・郵送貸出サービスを行います。

また、山梨県盲人福祉センター（点字図書館）、病院、盲学校、ろう学校および養護学校などと連携し、子どもの読書活動に関する情報交換、年齢や障害の程度に応じた推薦図書の選定と紹介を行います。

山梨県盲人福祉センター （点字図書館）

社会福祉法人や山梨ライトハウスが設置・運営。点字図書・録音図書・拡大図書などの製作・貸出などを行っている。

関係機関・団体との連携協力

県立図書館は、市町村立図書館、学校、幼稚園、保育所、市町村保健センター、児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ボランティア・民間団体など、子どもの読書に関係するすべての機関と連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。

3 児童館などにおける子どもの読書活動の推進

【役割】

児童館は、子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設で、子どもたちがだれでも利用できる地域の遊び場でもあります。また、放課後児童クラブは、昼間就労などで保護者のいない家庭の小学校低学年児童（概ね1年生～3年生）の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動や生活の場を与える地域組織として設置され、児童の健全育成の向上を図っています。

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが日常的に過ごす児童館や放課後児童クラブ、子どもの心身の成長を担う市町村保健センターや、地域子育て支援センターなど、子どもの生活に密着した市町村の様々な施設において、読書のできる環境を整備していくことが重要です。

放課後児童クラブ

仕事などで、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童（概ね1年生～3年生）を対象に、児童館、学校の余裕教室などの児童厚生施設などで、放課後、健全に充実し生活がおくれるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業。

【現状】

県内には、平成16年度現在、57館の児童館、152か所の放課後児童クラブが設置されています。児童館には、図書室の設置が義務づけられており、図書の閲覧・貸出を行っている他、職員、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの取り組みを行っています。

市町村保健センターでは、乳幼児健診の機会に、図書館職員、保健師、地域のボランティアなどが、連携・協力して、読書活動の重要性や楽しさを伝えるブックスタートの普及が進んでいます。

【課題】

子どもたちの読書環境を整備するため、図書室・図書コーナーの設置や、図書の充実を図ることが大切です。

職員は子どもの読書の意義・重要性を理解し、読み聞かせなどの知識や技術の習得・向上を図ることが大切です。

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、読み聞かせなど読書推進活動に一層取り組んでいく必要があります。

乳幼児健診、子育て支援のための講座などで、子どもの読書に関する啓発を一層進めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

県立図書館は、市町村立図書館と協同し、各施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実の推進に努めるとともに、読み聞かせなどで必要とする資料の貸出を行います。

県立図書館は、市町村立図書館と協同し、児童館・子育て支援センター・市町村保健センターなどの職員を対象とした子どもの読書

活動に関する研修の機会を提供します。

県立図書館は、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リストを作成し、配布します。

県立図書館は、児童館などにおける読み聞かせなどの読書推進活動を支援するため、子どもの読書に関する情報提供・助言、地域のボランティアの紹介などを積極的に行います。

4 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

【役割】

幼稚園や保育所において、絵本などに親しむことの大切さは、幼稚園教育要領 や保育所保育指針 に示されています。

乳幼児期の子どもが、読み聞かせなどで、言葉の持つ快い音の響きやリズムなどを体験することは、将来の読書の基礎となる読解力や想像力をはぐくみ、感受性を豊かにすることにつながります。

生涯を通じた読書習慣を身に付けるためには、幼児期からの読書習慣が重要です。このため、職員や保護者・地域のボランティアによる読み聞かせなどの機会を持つことや、子どもの発達段階に応じた絵本などを充実させることが重要となります。

【現状】

県内には、平成16年度現在、幼稚園69園、保育所249か所が設置されています。

幼稚園では、図書室の設置が義務づけられています。また、保育所には、図書室・図書コーナーなどが設けられています。各施設においては、図書の閲覧貸出を行ったり、職員、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの取り組みを行っています。

幼稚園教育要領

学校教育法に基づき、文部科学省が示しているもので、教育課程の編成や指導計画の作成にあたって、各幼稚園が従わなくてはならない保育内容に関する基準。

保育所保育指針

1965（昭和40）年、厚生省（当時）が保育所保育の理念や保育内容、保育方法などを示し、保育所における保育の向上、充実を図るためにガイドラインとして作成したもの。

【課題】

子どもたちの読書環境を整備するため、図書室・図書コーナーの設置や、図書の充実を図ることが大切です。

幼稚園・保育所職員は子どもの読書の意義・重要性を理解し、読み聞かせなどの知識や技術の習得・向上を図ることが大切です。

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、読み聞かせなど読書推進活動に一層取り組んでいく必要があります。

保護者に、家庭での絵本の読み聞かせの大切さや読書の意義について啓発を進めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

県立図書館は、市町村立図書館と協同し、各施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実の推進に努めるとともに、読み聞かせなどで必要とする資料の貸出を行います。

県立図書館は、市町村立図書館と協同し、幼稚園・保育所職員を対象とした子どもの読書活動に関する研修の機会を提供します。

県立図書館は、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リストを作成し、配布します。

県立図書館は、幼稚園・保育所における読み聞かせなどの読書推進活動を支援するため、子どもの読書に関する情報提供、助言、地域のボランティアの紹介などを積極的に行います。

県立図書館は、保護者に読書の大切さを知ってもらうため、日常のサービスを通して、普及・啓発を行います。

5 学校における子どもの読書活動の推進

【役割】

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科などにおける学習活動を通じて行われており、児童・生徒が読書習慣を身に付け、確かな学力の基盤を形成する上で大きな役割を担っています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、児童・生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや、「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童・生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととされています。

これからの学校図書館は、従来の児童・生徒の自由な読書の場として、想像力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」の役割に加え、児童・生徒が主体的に学んでいく学習活動を支援する「学習センター」としての役割、および、司書教諭、学校司書は、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育成し、「情報センター」としての機能を担うことが重要です。

学校司書

学校図書館の仕事に主として従事している職員の総称。学校図書館法に規定する司書教諭とは異なる。

情報リテラシー

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質。

【現状】

施設の状況

学校図書館法第3条に基づき、すべての学校に学校図書館が設置されています。

図書資料の状況

国は、平成14年度に「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年、約130億円、総額で650億円の地方交付税措置を講じることとしています。

また、学校図書館の蔵書冊数については、1993（平成5）年に文部省（当時）が、「学校図書館図書標準」を示しています。

本県の学校図書館図書標準の達成状況は、公立小学校63.1%、公立中学校60.4%となっています。

（文部科学省平成15年度「学校図書館の現状に関する調査」）

「全校一斉の読書活動」実施状況

本県の「全校一斉の読書活動」を実施している学校数は、小学校194校（実施率94.2%）、中学校83校（実施率86.5%）、高等学校16校（実施率44.4%）となっています。

（文部科学省平成15年度「学校図書館の現状に関する調査」）

司書教諭 発令状況

学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の学校には必ず司書教諭を置くこととなり、学校の教育課程の展開において、司書教諭の専門性が生かされた具体的な取り組みが期待されています。

本県の、12学級以上の学校における司書教諭発令状況は、公立小学校97校（発令率100%）、公立中学校36校（発令率100%）、公立高等学校29校（発令率80.6%）、私立中学校1校（発令率100%）、私立高等学校9校（発令率100%）となっています。

（文部科学省平成15年度「学校図書館の現状に関する調査」）

【課題】

各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおける読書活動の充実

児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させ、情報活用能力を育成するために、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などを通じて、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることが必要です。

学校図書館図書標準
公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したものの。小・中・高等学校・盲・ろう・養護学校の学級数に応じて、標準の蔵書冊数が示されている。

司書教諭
学校図書館法第5条1項の規定に基づき設けられる職。教諭であることが前提とされ、学校図書館の利用・活用について、指導計画を立案するとともに、児童・生徒や教師の資料利用などについて適切な指導助言を行うなど専門的業務にあたる職員。

児童・生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

児童・生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じた読書活動への支援が必要です。

このため、全校一斉の読書活動を設定するなど、読書時間の確保や、読み聞かせ、ブックトークなどの活動、発達段階や、地域・学校の特性などを踏まえた「推薦・必読図書リスト」を作成し、読書を奨励するなど、児童・生徒が、読書の楽しさを味わい、自己の考えを深めることができるような指導の工夫、取り組みの充実が求められています。

読書指導推進体制の確立と、教職員の読書活動の意義理解

学校図書館を活用した教育活動の充実を図っていくためには、司書教諭の役割を明確にし、司書教諭、学校司書が中心となって学校図書館の機能の充実を図るとともに、学校全体での協力・指導体制を確立する必要があります。

また、校内研修などにより、教職員が、学校における読書活動の重要性について、共通理解を図るとともに、読書指導や、読書活動についての基本的理解を深め、技術指導力を高めることが求められています。

図書委員会などの活動の充実

児童会や生徒会活動の中で取り込まれている図書委員会などの活動の中で、児童・生徒が、自分たちのアイデアを生かした自主的・実践的な活動を通して、各校の読書活動の充実を図る必要があります。

障害のある児童・生徒の読書活動推進

障害のある児童・生徒がより豊かな読書活動を体験できるように、児童・生徒一人一人の障害に応じた読書活動の推進を図る必要があります。

家庭への啓発

児童・生徒の読書活動を推進するためには、学校と家庭の連携が重要です。保護者会や学校だよりなどを通して、読書の意義を説明するとともに、児童・生徒の読書習慣を形成するために、家庭で児童・生徒が読書に親しむ機会を作るよう働きかけることが大切です。

学校図書館の整備・充実

児童・生徒の読書活動を推進していくためには、児童・生徒の多様な興味・関心に応え、多様な教育活動に対応できる図書資料の整備や、施設・設備の充実が求められています。

また、学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、コンピュータの整備、多様なメディア資料の整備、インターネット接続による各種資料の検索、校内LANの整備、所蔵資料情報データベース化を図り、他校の学校図書館や公立図書館とのネットワーク化を図ることによって所蔵資料の共同利用を行うなど、学校図書館の情報化を進めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

心をたがやす国語力向上推進事業

県は、「やまなしの教育基本計画」において、重点施策として位置づけられた、学習の基盤となる国語力の向上を図るため、平成16年度、平成17年度、小・中学校で、12の拠点校を指定し、実践研究を行います。

知のパイオニア推進事業

県は、知のパイオニア事業の一環として「国語力育成推進事業」をたちあげ、平成16年度から平成18年度までの3年間、高等学校で、国語力の育成および向上を図るため、高等学校教諭や司書教諭および学校司書などを中心とする「国語力向上研究協議会」を設立し、指導事例集の作成やその事例集を活用した指導法の研究を行います。

自ら学ぶ図書館活用事業

県は、平成12年度から、学校図書館の利用をさらに促進し自ら調べ、自ら学ぶ生徒を育成するため、県立高等学校図書館の情報システム化を進め、大きな成果をあげました。

平成17年度からは、情報システムをさらにグレードアップし、高等学校図書館の一層の利用促進を図ります。

レファレンスサービスとパスファインダー作成

県立図書館は、学校と連携・協力し、児童・生徒の学習支援・教員の教材作成支援のためのレファレンスサービス、パスファインダー作成を行います。

「こどもにすすめたい本」事業の継続

県立図書館と山梨県公共図書館協会は、毎年、児童図書新刊書の中から約100冊の推薦図書を選定し、公表しています。さらに、このリストを県立図書館のホームページ上に掲載し、冊子の作成と県内の小・中・高等学校などへの配布も行っています。この事業を引き続き推進し、各校の読書活動の向上を図ります。

読書活動の実践事例の紹介

県は、小・中学校の山梨県学校図書館教育研究会、高等学校の山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会と連携し、読書指導や、学校図書館の活用など、各学校の特色ある優れた取り組みの情報を収集し、各学校にその情報を提供します。

教育活動の充実を目指す研究や研修の実施

県は、市町村と協同し、司書教諭などを対象に、読書指導や学校図書館を活用した教育活動の充実を目指す研修を行います。

家庭・地域との連携による読書活動の推進

児童・生徒の読書活動を支援していくため、学校が、家庭や地域と連携して、児童・生徒の学校の内外での自主的・主体的な読書活

山梨県公共図書館協会

県内の図書館および同種施設の相互の連絡・連携のもとに、図書館事業の進展を図り、本県文化の振興に寄与することを目的とした団体。2005（平成17）年2月現在、41団体（県・12市・28町村）。

山梨県学校図書館教育研究会

県内の小・中学校の教育関係者が、「それぞれの立場から図書館活動や読書指導に関わる具体的な諸問題についての研究協議を行い、豊かな人間形成を目指す学校図書館のあり方を研究する」ことを目的とした研究会。

山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会

県内の高等学校の教職員が、「学校図書館に関する事柄について自主的な研究を深め、会員相互の連絡を密にし、本県高等学校図書館教育の推進に寄与する」ことを目的とした研究会。

動を促す環境整備が大切です。

学校における読み聞かせなどの読書推進活動を支援するため、県立図書館は、児童・生徒の読書に関する情報提供、助言、地域のボランティアの紹介などを行います。

障害のある児童・生徒の読書活動の推進

県は、障害のある児童・生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校では、大活字本・点字図書・さわる絵本・録音図書・パソコンの音声ソフトなど、ろう学校では、手話や字幕入り映像資料、養護学校では、パネルシアターや布の絵本、紙芝居など、各学校の児童・生徒一人一人の障害に応じた選書、資料収集、視聴覚機器の活用など提供の工夫、設備の充実の推進を図ります。

また、ボランティアの育成に取り組み、点字・拡大写本・さわる絵本・録音図書などの製作や対面朗読・手話通訳による読み聞かせなどの実施を行います。

さらに、「視覚障害教育情報ネットワーク」や、県内外の点字図書館などとの連携や活用の推進を図ります。

視覚障害教育情報ネットワーク

国立特殊教育総合研究所が運営し、インターネットにより、視覚障害教育に関わる教材提供および情報提供を行い、視覚障害教育の進展に資するためのシステム。

6 民間団体などの活動に対する支援

【役割】

ボランティアなどの民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが自主的に本に親しむ契機となる様々な機会を提供しています。

【現状】

県内では、ボランティアなどが、それぞれの地域で自主的に読書推進活動に取り組んでおり、読み聞かせ、おはなし会、ストーリーテリングの実施や、地域の文庫活動などを行っています。

近年、その活動が各地域において活発化し、子どもが読書に親しむ機会の提供に大きく寄与しています。2001（平成13）年には、

県内の公共図書館などで読み聞かせ、人形劇、朗読などの活動をしているボランティア団体が連携し「図書館ボランティアやまなし」を結成しました。現在、約40団体が加盟し、相互の情報交換や交流研修会を開催しています。

【課題】

ボランティアなどの活動を奨励するためには、公立図書館、学校、行政などが、その自主性を尊重しつつ、活動を支援・促進し、連携・協力することが必要です。そのため、活動の場や研修の機会を提供すること、新たなボランティアの養成を支援することなどが望まれます。

県内のボランティアなどと連携・協力し、活動支援、情報提供などを通じて、これら民間団体の一層の活性化を図ることも重要です。

【具体的な取り組み】

県は、公立図書館、学校、行政とボランティアなどとの連携・協力に必要な推進体制の整備をすすめていきます。

県は、子どもの読書活動を推進するボランティアなどの活動の場として、社会教育施設などの利用の便宜が図れるように関係機関に働きかけます。

県は、ボランティアなどを対象とした子どもの読書活動に関する研修の機会を提供します。

県立図書館は、ボランティアなどの活動をより充実させるために、子どもの本とその研究書、子どもの読書活動、県内各地で活躍しているボランティアなどの民間団体に関する情報を収集し、様々なメディアを通して積極的にその情報を提供します。また、ボランティアなどからの読書活動に関する相談に応じます。

図書館ボランティアやまなし

山梨県内の公共図書館、公民館図書室等で読み聞かせ、人形劇、朗読などの活動をしているボランティア団体が連携し、2001(平成13)年6月に結成した組織。交流や、情報交換を通してより質の高い活動を目指している。

第3章 関係機関などの連携・協力

1 推進体制の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要です。それぞれが担うべき役割を果たすとともに、公立図書館、学校、民間団体、ボランティアなどの関係機関が緊密に連携し、継続的に子どもの読書活動を推進していくことが大切です。

県は、本計画を推進するために、「山梨県子どもの読書活動推進会議（仮称）」を設置し、図書館、学校、民間団体、ボランティアなどとの連携・協力を図り、調査・研究、情報交換、協議を進めていきます。

2 図書館間の連携・協力

県立図書館は、子どもの読書活動を推進するために、図書館職員、学校図書館職員、公民館図書室職員などを対象に運営、選書方法、レファレンスサービスの方法や読み聞かせなどの研修会を開催し、連携・協力を深め、人材育成を図っていきます。

市町村立図書館などとの連携・協力

県立図書館は、市町村立図書館などとの連絡・調整を密に行い、情報を収集し、提供をしていきます。現在、県内の公共図書館などと「山梨県図書館情報ネットワークシステム」を構築し、県立図書館のホームページ上で図書資料の所在情報の提供を行い、利用者の利便を図っています。今後、さらに図書資料以外の範囲を拡大し、利用環境の拡大を図っていきます。

県立図書館は、図書館間の資料の搬送について、迅速に提供できるように、県全域における資料搬送網の整備の充実を図っていきます。

県立図書館は、基礎的な研修から専門的な研修まで幅広く研修会

を開催し、県内図書館職員の資質の向上を図ります。

県立図書館は、子どもの読書環境の充実と普及を目的とする山梨県公共図書館協会児童奉仕研究部会と連携・協力し、研究・実践の成果を反映させていきます。

県立図書館は、市町村立図書館などで対応できないレファレンスサービスの支援を積極的に行います。

学校図書館との連携・協力

県立図書館は、図書館法第3条8項に規定されているように学校図書館、公民館などと緊密に連絡し、協力関係を築いていきます。

県内の一部の市町村立図書館は、地域内の小・中・高等学校の図書館とオンライン化し、利用しやすいネットワークシステムを整備するとともに、資料を相互に貸借し、協力をしています。県立図書館は、今後、県域での利用環境の整備・充実のための連携・協力を行います。

学校図書館職員（司書教諭並びに学校司書）と地域の公立図書館職員は、定期的に資料の選定方法や実践研究、情報交換などの研修会や連絡会を開催しています。県立図書館は、このような研修会などへ講師を派遣するなどの支援・協力を行います。

県立図書館は、児童・生徒の学習支援、教師の教材作成のためのパスファインダーを作成し、ホームページに掲載するとともに、生徒および学校図書館へレファレンスサービスや授業などで必要とする資料の貸出などの支援を行います。

県立図書館は、総合的な学習の時間の一環で、自分の生き方や進路を知る機会として、図書館での職場体験や見学を希望する小学生・中学生・高校生を積極的に受け入れていきます。

大学図書館との連携・協力

県立図書館は、「山梨県図書館情報ネットワークシステム」として、山梨大学を中心とした県内6大学図書館と文学館などとのネットワークシステムによる「大学等横断検索」に参加し、子どもの本や、子どもの本の研究書などの所在情報の提供を行っています。

今後、さらに「山梨県図書館情報ネットワークシステム」における図書資料以外の範囲の拡大をし、利便性を図っていきます。

「山梨大学附属図書館子ども図書室」は、学生への教育および研究活動を支援するとともに、地域社会へ開放することを目的として活動をしています。県立図書館は、その活動を支援・協力していきます。

「国際子ども図書館」との連携・協力

「国際子ども図書館」は、児童書専門図書館として、子どもたちに読書の楽しさを伝え、図書館や本の世界に親しむきっかけを与えることを目的としたサービスを実施し、国内外の図書館と連携・協力を図り、活動の支援や調査・研究を支援しています。県立図書館は、「国際子ども図書館」との連携・協力を推進していきます。

国際子ども図書館
国立の児童書専門図書館。2000（平成12）年に国立国会図書館の支部図書館として設立された。

3 その他、関係機関との連携・協力

県立図書館は、児童館・学童施設・幼稚園・保育所・市町村保健センター・民間団体・図書館ボランティアやまなし、山梨県読書推進運動協議会など関係機関・施設との連携・協力を図り、子どもが読書に親しむ機会を積極的に提供していきます。

山梨県読書推進運動協議会
県内における出版および読書に関係ある諸団体と連携して、県民文化の進展に寄与することを目的に、読書の普及を推進する協議会。

第4章 広報・啓発など

1 広報・啓発

2001（平成13）年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定により設けられた「子ども読書の日」は、子どもの読書活動についての広い関心と子どもが積極的に読書活動を行う意欲を促進するとともに、その理念にふさわしい事業をすることが求められています。

県立図書館は、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」を中心として、子どもの読書活動の重要性について理解と関心を高めるための事業を実施し、普及・啓発に努めます。

県立図書館と山梨県公共図書館協会は、子どもたちに本のすばらしさや読書の楽しさを知ってもらい、大人にも子どもの本についての関心を高め、理解を深めてもらうために、毎年、「こどもにすすめたい本」約100冊を選定しています。県立図書館は、その資料を「子ども読書の日」「こどもの読書週間」に展示し、より多くの子どもや大人に、質の高い本と出会う機会を提供しています。

2 各種情報の収集と提供

県立図書館は、図書館、学校、子どもの読書普及に関わるすべての人や保護者、一般県民に児童図書・児童図書研究書の最新情報、全国読書活動の動向、ブックスタート事業の状況などを定期的に県立図書館のホームページ上で情報を提供します。

3 優れた取り組みや図書の普及・啓発

特色ある取り組み事例

県立図書館は、子どもの読書活動において、優れた実践を行っている図書館、学校、団体などの取り組みや読書の楽しさを県立図書

子ども読書の日
（4月23日）

2001（平成13）年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で定められました。この法律では、子どもの読書活動についての広い関心と意欲を促進するとともに、国および地方公共団体においては子どもの読書の日理念にふさわしい事業を実施することが求められている。

こどもの読書週間

子どもの読書の重要性と一般の関心を高めることを目的に、4月23日（子ども読書の日）から5月5日（こどもの日）をはさみ、5月12日まで、3週間、読書推進運動協議会の主催で、全国的に行われる行事。

館のホームページ上で紹介し、読書活動の普及啓発を図ります。

推薦図書リストの作成提供

県立図書館と山梨県公共図書館協会は、協同で「こどもにすすめたい本」のリストを作成しています。今後も学校や幼稚園、保育所などに配布するとともに、県立図書館のホームページ上でも掲載し普及・啓発をします。